## 松戸市

説明員:和地事務局長 他3名

■市の概要(平成21年4月1日現在)

·人口:483.018人(松戸市常住人口)

·世帯数: 208,747 世帯

・面積:61.33 平方キロメートル

## ■松戸市の特徴について

・水戸街道の宿場町として発達。慶喜の弟の別邸がある。

・昭和18年:市制以降、人口急増。施設の老朽化(特に病院)が問題になっている。消防救急車が有名。

・農業の街でもある:二十世紀梨発祥の地。矢切の渡しのまち。

## ■松戸市議会の特徴について

議員定数は、法定数 46人、条例定数 46人、現員数 46名。無所属のうち、19名:保守系。

## 会派別人数は、

<交渉会派:3名以上>

公明党 10名、市民クラブ 8名、政策グループまつど未来 8名、松政クラブ 7名、日本共産党 5名、社民党新社クラブ 3名、

<上記以外:会派に属さない議員>

#### 5名。

一人会派の扱い:議運には入れない。傍聴議員となる。

幹事長会議(会派代表者会議):他議員は傍聴できない。後で内容を説明している。

## ■議会改革の経緯

地方分権一括法をきっかけに、議会のあり方について見直しの機運立ち上がる。

- 1 平成 18 年 12 月:「議会を考える懇話会」(議員有志:副幹事長 6 名 + 議会事務局職員 6 名)発足。1 年ほど検討を重ねて後、
- 2 平成19年11月:報告書「今後の松戸市議会のあり方検討報告書」を議長に提出。
- 3 平成 19年 12月:「松戸市議会活性化委員会」を設置。現在も継続中(内部からの改革である)。
- 4 平成20年3月:同活性化委員会が「松戸市議会活性化検討報告書」を議長へ提出。
- 5 平成20年6月:全員協議会で活性化委員会から全議員へ報告、本会議で委員長報告。 フリートーキング、請願・陳情提出者の発言機会の実施を決める。
- 6 平成20年9月:議会基本条例の策定
- 7 平成20年12月:全員協議会。本会議にて議会基本条例案提出、可決。
- 8 平成 20 年 12 月 18 日:公布。
- 9 平成21年4月1日:施行。

■河野部会長挨拶:杉並区議会は、平成17年に改革部会を設置。これまで、費用弁償の廃止、政務調査費に領収書添付、インターネット中継、土曜議会などに取組んできた。まだ改革途上である。

議会基本条例は、制定必要性の有無から検討している。





#### ■松戸市議会基本条例の特徴

- ・条例制定という打ち上げ花火ではなく、改革を引き続き行うものである。基本条例制定 ありきではない。夕張の財政破綻などをきっかけに、各会派の代表から、議会はこのまま でよいのかと声が上がった。
- ・「議会を考える懇話会」設置:有志の会で、屈託なく話した。地に足の着いた検討であった。検討項目は、定例会の流れに沿った形で検討していった。全10回。
- ・条例のつくりは、現在の法律を遵守することを旨としている。

## ・請願・陳情の審査

提出者に発言機会を用意した。これは市民参加の一環、審議の活性化である。市民意見の表明は法的には認めていないので、休憩中に3分ほど行っている。

審査時に、委員間のフリートークを実施(委員長の議事整理権の範疇として)。請願・陳情の審査は議会としての意見を求められているのだという理解から始めた。執行部との質疑の後で行なう。当初はぎこちない感じもあったが、最近は委員長の進行も慣れてきた。最初の委員だけは、委員長の指名により発言。その後は各自が(指名を待たずに)発言する。

出来ることは早めにやっていこうということで、条例制定よりは早めに(20年8月から) 実施したものである。

・当議会の条例のウリ:委員会活動のあり方。常任委員会で所管事務調査事項のテーマを 議決し、視察など調査し、報告書を作成する。中間報告を行っている。

閉会中も議論し、市長に政策提言する。委員会は1ヶ月に1回は開催する。委員会が、 放課後学童クラブ、公設市場に出向いて視察、意見交換し、内容を深める。「執行部への 質疑とは、(聞き取り内容が)異なるね」との感想あり。

- ・力を入れたもの:議決事件の追加と所管事務調査。テーマを新たに検討、意見集約した。
- ・議決事件の追加:基本計画を追加。パブコメが必要なものには議会への報告を求める。 法律に基づく計画は、含めなかった。議決が遅延すると計画の実施に支障が出る。議決事件の追加は条例に定める必要があるので、ここで初めて基本条 例の必要性が検討されることになった。
- ・逐条解説を作成した。
- ・事務局機能の強化:17条。抽象的な表現になっている。

# 【主な Q&A】

Q 条文は、誰が、どのような経緯で作ったのか?

A 懇談会のメンバーが作成した。手法は、市の条例は松戸独自の条例であって、条文を寄せ集めたのではなく、参加委員の考えを集約して、条文化した。

O 前文がある。通常は2条にある、定義がないが。

A 「17条くらいなら前文は不要」というのが法規の意見だったが、入れた。特に強調したい場合なので。

30条以上の長さだと、章立てにすることが多いが、17条と短いが章立てにした。定義は、特に必要ないと考えた。

O 議決対象に、総合計画を含めたが、行政マンとしての抵抗はなかったか。

A まず、松戸市の計画をすべてリストアップした。法律に基づく計画は、含めなかった 理由は、法定計画は、国や県の計画から降りてくるもので、国の計画が変わると、市の計 画も変わることになる。すると、緊急の策定に遅延が生じることがあると支障が出る。

また、議決すると議会も責任を持つことになるし、計画の実施を議会としてストップすることになるのではないか。松戸市議会は今年11月が選挙。事前審査のようであるが、出来上がってから議会で議決するより、事前に検討する方がよいのではないかと考えた。

議決対象がパブコメ対象になっている。市民から意見もらったものを、 否決するのかという考え方もある。



Q「理念条例である」のに、議会の権能項目である議決事件入れているが。独自の条例を作ろうとは考えなかったのか。

A 議決事件を定める条例をつくることも検討し、船橋市に視察に行った。しかし、条例制定自体が目的ではないので。別個にせずに、組込んだ。

Q 条例制定への市民の反応は。

A その点は「失敗」である。内部からの意見として条例を制定したので、(制定に)市民は巻き込んでいない。傍聴者は増えている。ご理解いただいていると思う。議員の立場にたてば、条例制定をもっとアピールした方がよかったのかもしれない。

O 条例は、「内部でのもの」とはどういう意味か。

A 市民にという話には、いまのところなっていない。活性化委員会で検証している。常任委員会の委員長も懇話会のメンバーであって、参加している。

Q 請願・陳情の審査率は。

A 7+15=22件。8割近い審査率。付託されてから1年 以内の時期に審査するかどうかを議運で検討する。だいた い審査している。

審査になじまないケースもあって、付託自体にもめることがある。例えばマンション建設。採択しても法的には止められない。議会の権限を越えた陳情まで審査するのか、不採択にするのか(「議会のお墨付きをもらった」と、業者が大手振ることになる)。そういう場合は、委員長が陳情者に取り下げ等を持ちかけることもある。



2件で、委員会が朝10時から、午後3時までかかることもある。継続審査にはしないのは、以前からの慣例。議会で三回ひっぱったものもある。

フリートーキングを始めたのは、それまでは請願・陳情の審査が、議案に対する執行部 側への質疑とほとんど同じであった。それでよいのかという声から、議員間討議を始めた。 議会の意思を形成することが筋ではないかということで。

Q 議会基本条例は、二元代表制を確立するために策定することが多い。すると松戸市議会の条例は、「牽制」はあるが、「議論し、合意形成に努める」といった、議会全体の意思をまとめようという条文がないが。

A ばらばらな意見ではやめよう、全会一致でやろう。議会の考え方ということでやろう よと言っている。文言はなくても牽制はできる。是々非々でやるということ。

- ※「『議論し、合意形成に努める』がない」は勘違い。条 文にありました。
- Q 会派の位置づけが明確でなかったので、規定したということだが、会派は議員個人の活動上むしろ規定するとマイナスになるとの声はなかったか。

A 議会とは何かを考えた意見集約しなくてはならない。皆が言い合っていたら、通年議会にしても時間が足りなくなる。議会に提出する前段の議論までやった方がよいのかどうかと思う。

条例に定めてから、これまでは議員ごとに議案説明していたのを、会派単位でやるようになった。すると委員会所属でない議員も説明を聞くことになる(議員にとってはメリットだ)。議論のすべてをフォーマルな場でやるべきことかなと思う。

- Q 議会と市長との関係で、審議のための資料が必要だが、意思形成過程の資料は杉並では 出してくれない。松戸はいかがか?
- A 同様に、公開しない。執行権のかねあいがある。パブコメの段階で、明らかにしてい く。
- Q 職員と一緒に条例をつくったということだが、対立することもある行政の人と一緒に作るというのは、ちょっと理解出来ない話だ。
- A 松戸市議会の事務局は、議員にも率直に話をしている。

確かに、議会事務局員は市長部局にも異動する。議員の中には、直接採用でもよいのではという声もあるが、しかし議事のことだけ知っていても、市長部局のことも知らないと (役所の仕事は)分からない。議会に10年以上いないと議事は分からない。若いうちに来て、市長部局に行ってまた戻るのがよいのではないかと考える。

Q 一般的な項目で、取り入れなかったものは、何があるか。例えば、議会報告会がないが。 A これからかなと思う。報告会をたとえやっても、48万人の意見を聞いたことになるのかなとも思う。結局要望を聞く会になってしまうのではないか、他所でそういう話を聴く。報告会で議員が意見を言っても、議会としての意見にはならない。もっと議会としてきちんと意見を持ってからの方がよいと考えた。

条例制定の目的は、議会のポテンシャルを上げようというものだから、取り入れていないものはある。

一問一答、反問権については、どうするかの議論はあった。「あり方検討委報告書」に盛り込んである。現在、一括質問+一括答弁方式である。一問一答にするには、市長に反間権を認めなくてはならない。それがない中で一問一答を認めると、利益誘導の質問になりかねないと考えた(つくば市は採用して後、止めた)。

議場の対面方式は、議員に対して答弁しているということになるのか。市民に話をしているのだと考えると、登壇方式の方がよいと考える。

この条例は理念条例であるから、一問一答などは、条例に盛り込まなくても、実施が可能である。

Q 議員の有志が、懇話会をつくった。その報告書が正式な文書として出てきている。あの 人たちだけがやってという、ねたみやらはなかったか?

A なかった。有志~(副幹事長) は会派の代表として参加している。

会派に所属していない議員は、報告書が出来て初めてその内容を知った。そこにしこりが残ったかなあと思う。活性化委員会には会派の大きさに拘らず、二人ずつ出た。議会としての意見をまとめましょうよということである。

Q 分権改革に関する議論は何があったか。

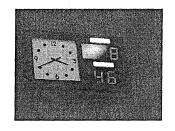
A 首長の権限は、大きくなった。だから自分たち議会の権限を大きくしなくてはという 声があった。与党も野党もないのだから。市長に対しては全員野党だ。との発言もあり(最 大会派の議員の発言)。中には、与野党意識のある人もあるが。

Q 委員会討議の時に、執行部を呼ぶこともあるが、それは10回のうち、1回くらい。つまり議員だけでやっている。本会議では、討議はやっていない。

O 特別委員会が一つしかないが。

A 一般質問は、言いっぱなし、聴きっぱなしで議論されることがなく、議員個人としてのものになっている。政策提言につなげるために、常任委員会で所管事務調査として、テーマを議決した。そのために、一般質問を区分けする作業を行なった。







## 【所感】

説明員は事務局の方であった。

「条例制定ありきではない」ということだが、「理念条例である」こととの連関を聞き もらした。制定にあたっては、「内部からの意見として」制定したので、市民の意見を伺 うことがなかったのは「失敗だった」と率直に認めていた。

また、少数会派の議員の意見が取り入れられなかったことに対して、遺憾の意を議員が表明したことも事前に聞き及んでいた。深く心に刻み、杉並の参考としたい。なお、逐条解説を作成したことは市民目線に立っていると思う。

一方、常任委員会では、テーマを決めて市内での視察調査を行い、報告書も作成している由。こういった積極的な活動をもっと伺いたかったが、本題とは少しずれるし、時間が足りずに残念であった。

総じて議会は、運営が議会ごとに本当にバラエティに富んでおり、なぜそうなっているのかも含めて、何を聞いてもとても参考になる。今回も楽しい機会であった。

